

※特に記載のないとき、相談料は無料です。

相 談 名	日 時	場 所	内 容 ・ 問 い 合 わ せ 先 等
司法書士 無 料 法 律 相 談	3月5日(水)・12日(水) ・19日(水)・26日(水) 17:30~20:30	彦 根 勤 労 福 祉 会 館 2 階 小 会 議 室	サラ金、クレジット、少額裁判などの法律相談（各相談日3週間前 前から予約受付） 司法書士総合相談センター彦根 ☎077-527-5576
行政書士無料相談会 相 続 手 続 相 談	3月7日(金) 13:00~15:00	市民相談室（市役所1階）	相続に関する手続き（遺言書の作成、遺産分割に関することなど） についての相談 ☎まちづくり推進室 ☎30-6117、FAX22-1398
行 政 相 談	3月10日(月) 13:00~15:00	市民相談室（市役所1階）	国・県・市などに対する苦情や意見・要望に関する相談 ☎まちづくり推進室 ☎30-6117、FAX22-1398
ひきこもり相談	3月12日(水) 15:00~17:00	彦 根 保 健 所 ☎22-1770 FAX26-7540	おおむね16歳以上で、対人関係を持てなかつたり、社会からひき こもりがちになって悩んでいる人や、その家族の相談に、精神科 医師、心理士、保健師が応じます（予約制）
こころの健康相談	3月14日(金) 13:30~16:30		こころの健康に不安を持つ本人や家族から、困っていることや生 活のようすなどを聞き、必要に応じて医学的指導、医療機関や施 設の紹介などをします（予約制）
ア ル コ ー ル 相 談	3月27日(水) 14:00~16:00		アルコール依存症などの問題について、本人や家族の相談に精神 科医師、保健師が応じます（予約制）
障 害 者 相 談	3月19日(水) 13:30~15:30	障害者福祉センター	身体障害者・知的障害者相談員による、障害のある人の自立や 社会参加などに関する相談 ☎障害福祉課 ☎27-9981 FAX26-1767
人 権 相 談	3月19日(水) 13:00~15:00	市民相談室（市役所1階）	いじめ、あらゆる差別など、人権に関する相談 ☎人権政策課 ☎30-6115、FAX22-1398
登 記 相 談	3月21日(金) 13:00~16:00	市民相談室（市役所1階）	相続・売買登記、土地の分筆・合筆、建物登記などの相談 電話による予約制（受付は、3月12日(水)午前8:30から先着6人） ☎まちづくり推進室 ☎30-6117、FAX22-1398
男女共同参画ウイズ相談室 総 合 相 談	毎週水・木・金曜日 13:00~16:00	男女共同参画センター「ウイズ」 (福祉保健センター前)	女性、男性を問わず、心の悩み、夫婦・家族関係、職場の人間関係(セク ハラなど)、子どもに関する事など、さまざまな相談に応じます
男女共同参画ウイズ相談室 こころの悩み相談	3月25日(火) 13:00~16:00	相談専用ダイヤル ☎21-5757	臨床心理士が、心のさまざまな相談に応じます（予約制） 申込は水・木・金曜日(13:00~16:00)に、相談専用ダイヤルへ
滋 賀 弁 護 士 会 談	3月28日(金) 13:00~16:00	市民相談室（市役所1階）	電話による予約制（受付は、3月19日(水)午前8:30から先着6人） 相談料：1回5,250円（相談日当日にお支払いください） ☎まちづくり推進室 ☎30-6117、FAX22-1398(市内在住者に限定)
よ ろ ず 相 談	毎週水・金曜日(祝日は除く) 13:00~16:00	福祉保健センター 別館2階相談室	仕事のこと、家族のこと、地域のことなど、困りごとよろず相談 彦根市社会福祉協議会 ☎22-2821 FAX22-2841
子どもと親の悩みの 相 談 電 話	毎週月・火曜日(祝日は除く) 14:00~17:00	☎ 教 育 研 究 所 ☎23-7867	悩みを抱える子どもからの相談、子育てで悩んでいる保護者や家 族からの相談に応じます（電話相談）
彦根市立病院 医 療 相 談	毎月第1・3木曜日 9:00~12:00	彦根市立病院2階 医療相談室 ☎22-6050	受診や療養など、市民の医療に関する相談に、担当の医療ソーシ ャルワーカーと看護師が応じます

こんな相談ありました!!

多重債務者を狙う悪質な手口にご注意を！
―債務整理は早急に―

消費生活相談窓口 ☎22-1411 番内線 173 番



相談事例1 「保証金詐欺」

9月初旬に、消費者金融から低利融資のダイレクトメールが届いた。知事登録の番号も記載され、大手消費者金融A社と同じ名称と社章だったので、系列会社かと安心して家族構成や借金状況などを記載して、融資を申し込んだ。その結果、「50万円を、年率8・5%で貸すが、金融協会への登録料5万円が必要。この5万円は融資時に返金する。」と言われ振り込んだ。

次に、返済困難時には返済が免除され、利用せずに完済したときには、保険料は返金されるという保険に、10万円を払って加入させられた。ところが、融資日に50万円は振り込まれず、問い合わせたら「一旦送金したのに、あなたの信用状況が不安で送金にロックがかかった。このロックを解除するには、またお金が必要。」と言われた。

相談事例2 「押し貸し」

11月初旬、財務局登録と書かれた消費者金融B社からダイレクトメールが届いた。「30日無利息キャンペーン中！あなた様へのご融資額500万円、年利13・5%」と言った内容。50万円の融資を申し込み、審査に通り、「実績を作るため、あなたの銀行口座に1万円振り込むので、1週間後に3万円にして返金してください。3万円の

相談事例3

住宅ローン、教育ローンと消費者金融との借金の総合計が1,800万円以上ある。返済に困り、ヤミ金にだまされ、押し貸し被害に遭い、その後も脅迫されて困っている。どうしたらよいか。

「広報ひこね」2月15日号に続いて、多重債務の問題についてです。実は、上の事例はすべて同じ人からの相談です。真面目に働き、自宅を建て、子どもを育ててきたのですが、不況の影響で収入が激減し、住宅や学資のローン返済のため、消費者金融で借金を重ねるようになりまし。その結果、返済に行き詰まり、ヤミ金の被害に遭いました。

ヤミ金は、すでに多重債務に陥っている人に、ダイレクトメール（以下、「DM」）や電話などで、巧妙に融資話をもちかけます。法外な金利を取ったり、お金をだまし取ったりすることが目的です。多重債務者は、一般の金融機関から融資が受けられないことが多いため、ヤミ金のターゲットになってしまいます。逆にいえば、このようなDMなどが届くということは、自分が多重債務になっているということ。早急に債務を整理しなくてはなりません。

ここで注意が必要です。債務整理後5~10年間は、一般の金融機関からの借入れは望めません。つまり、この期間も、ヤミ金のターゲットになる危険性が高いということです。



債務整理後は、ヤミ金を付け入らせない、健全な生活を送ることが必要です。

この相談者には、その都度、警察への届け出とともに、債務整理をするよう強く勧めましたが、なかなか決断されませんでした。12月に「事例3」の相談を受け、多重債務整理を法律専門家に依頼するなかで、ヤミ金対応も任せたらよいと説得して、やっと債務整理にむけて動き出しました。

このように、周囲からは多重債務と容易に判断できる状況でも、本人は、家族や住宅を守りたい一心で、「まだ何とかかなる」と判断を誤り、先延ばししている間に被害に遭います。もちろん経済状態は、どんどん悪化してしまいます。

借金問題は必ず解決します。取りあえず相談してみましょう。その結果、決めるのは自分自身です。なお、「事例1、2」とも、業者の貸金業登録の記載は、虚偽で、無登録でした。

押し貸し 申し込んでいないにもかかわらず、勝手に銀行などの口座に現金を入金し、後日、法外な利息を請求する方法。

ヤミ金 無登録で、違法な超高金利での貸し付けと、脅迫的取り立てを行う悪質業者。または、ヤミ金行為を行う貸金業登録業者。

● 所得税の確定申告は、3月17日(月)までに

申告・納税はお早め！
所得税・贈与税の確定申告書の提出は3月17日(月)までです。また、個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告書の提出は3月31日(月)までです。期限間近になると申告会場は混雑します。申告は早めにお済ませください。なお、申告書は郵送でも提出できます。

また、消費税申告について相談の際は、決算書・収支内訳書（控）をご持参ください。

納税も期限内に
所得税・贈与税の納付期限は3月17日(月)です。また、個人事業者の消費税・地方消費税の納付期限は、3月31日(月)です。必ず



期限内に納付してください。納付には、安全で確実な金融機関からの振替納税制度をお勧めします。振替納税の場合の納付日（口座引落日）は、所得税が4月22日(火)、個人事業者の消費税・地方消費税が4月24日(木)です。期限を過ぎて納税すると、年14・6%（ただし、納期限の翌日から2か月は4・7%）の割合で延滞税を納める必要があります。

問い合わせ先 彦根税務署 ☎22-7640番

● 市・県民税申告、市・県民税住宅ローン申告もお忘れなく

市・県民税の申告期限も、所得税と同じ3月17日(月)です。また、今年から始まった市・県民税の住宅借入金等特別税額控除申請書（住宅ローン申告）の申告期限も3月17日(月)です。

所得税の住宅ローン申告（還付申告の場合）は、法定申告期限から遡って5年間申告できます

（確定申告をした人は1年間）が、市・県民税の住宅ローン申告は、遡ることができません。平成18年以前に入居した人で対象となる人は、必ず3月17日(月)までに申告をしてください。

問い合わせ先 国税務課市民税係 ☎30-6140番、FAX 22-13000番